

年 月 日

堺市がん検診受診促進企業等連携協定申込書

堺市長 様

企業等の名称

代表者氏名

(申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。)

堺市がん検診受診促進企業等連携協定の趣旨に賛同し、次のとおり協定を申し込みます。

1 企業等の概要

本社の所在地	〒	
業種 (事業内容)		
堺市内の支店・営業所等	所在地	〒
	名 称	
	従業員数	
担当者連絡先	氏 名	
	部署名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E - Mail アドレス	

2 協定要件の該当状況 (該当するものにチェックをお付けください:複数可)

- 業務内容が、がん検診の普及啓発活動に関連性がある企業等
- 市民と接する窓口を多数有する企業等
- その他、提案する取組みが市民の受診促進に効果があると認められる企業等

3 企業等において、がん検診受診率向上のために予定している取組内容

項 目	具体的内容
従業員及びその家族に対するがん検診の受診勧奨	
顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨	
がん検診受診啓発のための市民向けイベントの実施	
その他、がん検診の受診啓発に関わる積極的な取組み	

(裏面につづく)

4 暴力団排除に関する事項

次の内容をご確認の上、□にレを記入してください。

当社（団体）は、本申込みにあたって、堺市暴力団排除条例第2条第1号又は第3号のいずれにも該当しないことを誓約します。

○堺市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。

○堺市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を総括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

5 添付書類

- ①会社案内等、企業等の事業内容がわかるもの
- ②既になん検診の普及啓発活動に取り組んでいる場合はその資料
- ③役員名簿

法人登記をしている団体については登記簿上の役員を、その他の団体については法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等について、役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所を記入してください。

この名簿は、堺市暴力団排除条例に基づき、堺市がん検診受診促進企業等連携協定実施要領に規定する欠格事項の該当の有無を確認するため、警察への照会に使用させていただく場合があります。